



■ 児童扶養手当、特別児童扶養手当について

● 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父又は母、もしくは親に代わって児童を養育している方に支給される手当で、児童が育成される家庭の生活安定と、自立促進に資することを目的としています。なお、児童とは18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までをいいます。以下の条件に該当する児童を監護又は養育している方に手当が支給されます。（身体又は精神に一定の障害を有する児童は20歳未満まで対象となります。）

- ① 父母が離婚した後、父（母）と生計を同じくしていない児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 父母とも不明である児童

◎ 手当月額（平成27年4月～）

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	42,000円	受給者の所得に応じて41,990円～9,910円
2人	47,000円	上記金額に5,000円を加算
3人～	児童が1人増すごとに3,000円を加算	

※ 「児童扶養手当」の一部改正について

これまで、公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合とは

- お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ひとり親家庭で、遺族年金等を受給している場合

● 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体又は精神に一定の障害がある20歳未満の児童を監護している父（母）又は養育者に支給される手当で、児童の福祉向上に資することを目的としています。

※上記の2つの手当は、全国消費者物価指数の実質値等により月額は変更されます。また、受給資格者、その配偶者、同居の扶養義務者の所得状況に応じて、手当の一部または全部の支給が制限されます。

◎ 手当月額（平成27年4月～）

区分	月額（児童1人につき）
1級（重度障害児）	51,100円
2級（中度障害児）	34,030円

■ ひとり親家庭医療費助成事業について

ひとり親家庭等の医療費助成制度は、ひとり親家庭、父母ともいない家庭、両親のいずれかに障害のある家庭の親と子を受給者とし、受給者の健康保険給付の自己負担分のうち一部負担金を除いて助成する制度です。

● 受給家庭及び受給者

- ・ **ひとり親家庭** …… 生活を共にする母子家庭または父子家庭【親と児童】
離婚、死別、未婚の子女（父の扶養がある場合を除く）
- ・ **父母ともいない家庭** …… 父または母以外の方に養育されている家庭【養育している方と児童】
（児童の養育者に配偶者がいる場合は、児童のみ助成対象）
- ・ **障害者家庭** …… 父または母が障害者（身体障害者手帳1・2級程度）である家庭【親と児童】
※児童と18歳未満の方（4月1日現在）あるいは一定の障害のある場合は20歳の誕生日前日までの方

● 所得制限

受給家庭の父または母あるいは養育している方の所得に制限があり、全てのひとり親家庭が対象とはなりません。また、同居の扶養義務者（親の両親・兄弟姉妹等）がいるときは、その方の所得にも制限があります。

● 適用除外

- ・ 心身障害者の医療費助成を利用できる方
- ・ 生活保護を受けている方
- ・ 児童福祉施設等で保険の自己負担分のない施設に入所している方
- ・ 里親に委託されている方

■ 児童手当について

- **受給資格者** 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方
- **支給額**
 - ・ 3歳未満… 一律1万5千円
 - ・ 3歳以上小学校修了前… 1万円（第3子以降は1万5千円）
 - ・ 中学生… 一律1万円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5千円を支給します。

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

◎ 6月以降の児童手当を受け取るには現況届が必要です。

申請書や必要な添付書類等の案内は、郵送にて6月中旬にお届けいたします。

各手当の手続きの方法や制度の詳細については、保健福祉課福祉チームあるいは住民生活課民生チームにお問い合わせください。